

凶人、姓文忌寸也字云上田三郎矣、天骨邪見、不信三宝、凶人之妻、有上毛野公大槻之女、一日一夜、受八齋戒、參行悔過、居於衆中、夫從外歸家、而見無妻、問家人、答曰、參往悔過、聞之震怒、即往喚妻、導師見之、宣義教化、不信受曰、為無用語、汝婚吾妻、頭可所罰破、斯下法師矣、惡口多言、具不得述、喚妻歸家、即犯其妻、率爾謂著蟻嚼痛死、雖不加刑、而發惡心、罵罵令恥、不恐邪姪、故得現報也、口生百舌、雖方言白、慎莫誹僧、終蒙災故也、

3 文(來)又

4 馬(來)忘

5 橋(來)福

6 妻(來國)ナシ

7 蜂(國)一爵

8 條(國)條タマチニ

ナシ

9 災(來)交

## 贖解命故生現報解所助緣第十二

山背國伊郡内、有一女人、姓名未詳也、天年慈心、贖信因果、受持五戒十善、不殺生物、聖武天皇代、彼里牧牛村童、山川蟹取八、而將餵食、是女見之、勸牧牛曰、幸願此婢免我、童男辭否不聽、曰猶煥吸、懲誅乞、脫衣而買、童男等乃免之、勸請義禪師、令祝願以放生、然後入山、見之大蛇、飲於大蝦、詫大蛇言、是婢免我、賂奉多帛、蛇不聽、女募幣帛、而禱之曰、汝為神祀、幸免我、不聽猶飲、又語蛇言、誓此婢以吾為汝妻、故免我、蛇乃聽之、高擧頭頸、以瞻女面、吐蝦而放、女期蛇言、自今日經七日而來、然白父母、具陳蛇狀、父母慙言、汝了唯一子、何託故、作不能語、時行基大德、有紀伊郡深長寺、往白事狀、大德聞曰、烏呼難量之語、唯能信三寶耳、奉教歸家、當期日之後、閉屋堅身、種々發願、以信三寶、蛇繞屋、蛇

1 賦一攝

2 曰(來)白

3 否(來)ナシ

4 誅一院

5 蜂(來)一蜂是蝶

6 鳴帛(來)繁帛

7 帶幣一攝

8 濟汝ナシ

9 聞(來)同

転腹行、以尾打壁、登於屋頂、昨草拔開、落於女前、雖然蛇不就女身、唯有爆音、如跳鑿齧、明日見之、大蟹八隻、彼蛇絶然、揷段切之、乃知、贖解報恩矣、無悟之虫、猶受恩返報恩、豈人忘恩歟、自此已後、山背國、貴乎山川大蛇、為善故生也、

10 登(來)發

11 背(來)背背

## 生愛欲恋吉祥天女像感心示奇表緣第十三

和泉国泉郡、血亭上山寺、有吉祥天女像、聖武天皇御世、信濃國優婆塞、來住於其山寺、睇之天女像、而生愛欲、繫心恋之、每六時願、如天女容好女賜我、優婆塞夢見、婚天女像、明日瞻之、彼像裙腰、不淨染污、行者視之、而慚愧言、我願似女、何忝天女事自交之、婢不語他入、弟子偷聞之、後其弟子、於師無禮、故噴噴去、所噴出里、訕師程事、里人聞之、往問虛實、並瞻彼像、淫精染穢、優婆塞不得隱事、而具陳語、謹委、深信之者、無惑不忴也、是奇異之事矣、如涅槃經云、多淫之人、画女生欲者、其斯謂之矣、

1 上(國)ナシ

2 婢(國)挾

3 誰詠(國)一謹語

4 之(來國)ナシ

## 窮女王帰敬吉祥天女像得現報緣第十四

聖武天皇御世、王宗廿二人、結同心、次第為食、設備宴樂、有一窮女王、入宴衆列、廿二王、以次第設宴樂已訖、但此女王、獨未設食、備食無便、大恥貧薄、至

1 王(國)ナシ

故に乞はくは我れに免せ」といふ。蛇すなはち聽し、高く頭頸を擗げて女の面を曇り、蝦を吐きて放つ。女蛇に期りて言はく「今日より七日を経て来れ」といふ。然うして父母に白して、具に蛇の状を陳ぶ。父母愁へて言はく「汝ただ一子なることを了ふべし。何の詐き託くが故に能はぬ語を作す」といふ。時に行基大德紀伊郡の深長寺に有す。往きて事の状を白す。大徳聞きて曰はく「鳥呼、量り難き語なり。ただし能く三宝を信はむのみ」とのたまふ。教を奉りて家に帰る。期れる日の夜に当りて、屋を開ち身を堅め、種々願を發して三宝を信ふ。蛇屋を纏みて蜿蜒ひ腹行き、尾を以ちて壁を打ち、屋の頂に登りて草を曳ひて抜き開き、女の前に落つ。然りといへども蛇女の身に就かず。ただし爆く音のみ有り。跳ち齧るるが如し。明日に見れば、大蛇八集り、彼の蛇を条然に捕段切る。すなはち知る、貢ひ放てる蟬の恩を報ゆることを。悟無き虫すら、なほし恩を受け返りて恩を報ゆ。あに人にして恩を忘れむや。此より已後、山背国に山川の大蛇を貴びて、善せむとして生を放つなり。

俗云波久乃岐奴<sup>ノ</sup>、薄縫也(和名抄)。云云賴人二十・陌真白切に「品<sup>ノ</sup>幣鬼」とあるのに撰つて「鬼」と訓む。上巻一縁のごとく「みてぐら」と訓んでもいいが、上文にみえる「駒<sup>ノ</sup>參多鬼」の「鬼」が神へのさけぎものを必ずしも尊崇しないことに配慮し、聖鏡性を重視して訓む。三財を代償にして何かを求める。名義抄では「夢<sup>ノ</sup>購<sup>ノ</sup>賄」などに「ソノル」の訓。三上文では馬を与えるという条件をこよびて示される。ここでは実際に馬を与えてさらに「神として祀る」という新たな条件が示される。以下以下の行文、中巻八縁に類似。→中巻八縁。馬を与える、神として祀る、妻となる、と次第に好条件が提示されてゆく。妻が神よりも上位に位置づけられていることが注目される。

一何がおまえに憑いてだましているからなのか、できもしれないことを言うのは。二深草寺。深草不賀平佐(高山寺本和名抄)。行基の四十九院のひとつとして天平二年(532)に建立された法輪院。所在未詳。三蛇との約束を守つて蛇の妻となるならば不邪淫<sup>ノ</sup>五戒のひとつを犯すことになり(→中巻八縁)、約束を破るならば不妄語<sup>ノ</sup>五戒のひとつを犯すことになる。どちらの道を進んでも解決はない。改めて放生と報恩の説話が語りおかされなければならない。四虫の語には広義、狹義、さまざま用法があるが、ここでは人以外の動物の總称。五このようない風習の存在は未詳。九世紀後半に石清水八幡で放生会がおこなわれ、以後盛行するに至つたこととかわりがあるか。

## 第十三縁 あやしき表(じ)の説話。今昔物語

## 愛欲を生し吉祥天女の像に恋ひて感心して奇しき表を示す縁 第十三

和泉泉州郡の血淳上山寺に、吉祥天女の彌像有す。聖武天皇の御世に、信濃國の優婆塞來りて其の山寺に住む。天女の像に睇ちて愛欲を生し、心を繋けて恋ひ、六時ごとに願ふ。「願はくは天女の如きを女を我れに賜へ」とねがふ。優婆塞夢を見て、天女の像に婚ふ。明日に瞻れば、彼の像の裙の腰に不淨染み汚れたり。行者観て慚ぢて言さく「我れ似たる女を願ふ。何すればぞ悉く天女専自づから交りたまふ」とまうす。婢<sup>ノ</sup>ちて他人に語られども弟子偷に聞く。後に其の弟子師に礼無し。故に噴め噴ひ去らる。里を噴出され、師を詫り事を程す。里人聞き、往きて虚実を問ひ、並に彼の像を瞻れば淫穢染み極れたり。優婆塞事を隠すこと得ずして、具に陳べ語る。諒に委る、深く信はば感きて心へずといふこと無し、と。是れ奇異しき事なり。淫穢經に云ふが如し「多姪の人は画ける女にすら欲を生す」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

集・十七ノ四十五に書承。男女懸子間の心情を執着としてたらえ、それを悪と考える立場からいう語。仏典語。セ男の愛欲の対象となる例に、古本説話集・下・六十二がある。源氏物語<sup>ノ</sup>精木に「吉祥天女を思ひかけむとすれば」と見える。ハ中巻二縁。血淳上山寺は大阪府和泉市横尾町の施福寺の地に所在したか。この寺には聖観音の木像も安置されていた。→中巻三十七縁。ハ塑像。彩色がほどこされていたであろう。大安寺伽藍起并流記資財帳に見える「損四天王像の『攝』」を放誕は「攝」のあたりとするが、塑像をあらわす文字が「攝」なのか「攝」のまゝかは再考の余地があろう。法隆寺五重塔初層内陣の塑像群を、法隆寺伽藍起并流記資財帳は「合塔本肆面摄」としている。ニ長野縣。二二日没、初夜、中夜、後夜、晨明、日中。三三「當<sup>ノ</sup>令<sup>ノ</sup>役人於<sup>ノ</sup>睡夢中、傳<sup>ノ</sup>貝<sup>ノ</sup>於<sup>ノ</sup>我、隨<sup>ノ</sup>所求事、以<sup>ノ</sup>レ告知<sup>ノ</sup>」金光明最勝王經・大吉祥天女增長財物品。金光明經と本説話との関係は和辯哲郎の指摘がある。三四精液。精液を不淨<sup>ノ</sup>といいうのは仏典語。たゞ云々は四分律・十二僧法に見える。四五行者と称されるのは本書では優婆塞。上巻二十八縁。二三どういう理由で。下巻十四縁、二十八縁。五六淫事。下文の「事」も同じ。七モ国會図書館本訓解「程アラハス」。七八精液。譬<sup>ノ</sup>如<sup>ノ</sup>有<sup>ノ</sup>人見<sup>ノ</sup>画女像<sup>ノ</sup>亦復生<sup>ノ</sup>貪、以<sup>ノ</sup>生<sup>ノ</sup>貪改<sup>ノ</sup>得<sup>ノ</sup>種罪<sup>ノ</sup>大般涅槃經・光明遍照高貴德王菩薩品。

窮しき女王吉祥天女の像を帰敬ひて現報を得る縁

## 第十四

聖武天皇の御世に、王宗二十二人同じき心を結び、次第をもちて食の為に宴樂を設備けたまふ。一の窮しき女王有す。宴の衆の列に入りたまふ。二十二の王次第を以ちて宴樂を設くこと已に詮りたまふ。ただし此の女王のみ独いまだ食を設けたまはず。食を備くるに便無し。大に貧しき報を恵だまひ、諸家の左京の服部堂に至り、吉祥天女の像に对面ひて哭きて曰さく「我先の世に貧窮の因を種る、今窮しき報を受く。我が身は食の為に宴会に入り、徒に人の物を嘗ふ。食を設くるに便無し。願はくは我れに財賜へ」とまうす。時に其の女王の児、忿々しく走り来り、母に白して曰さく「快きかな。故京より食を備けて来る」とまうす。母王聞きたまひて走り到りて見たまへば、王を養へる乳母なり。乳母談りて曰さく「我れ客を得と聞く。故に食を具けて来る」とまうす。其の飲食蘭し。美を味の芳馥しきこと比無く等無し。具らぬ物無くして、設けたる器みな鏡なり。荷はしめたる人二十人なり。

王衆みな來りて饗を受けて喜びたまふ。其の食先より倍る。王衆謹林めてのたまはく「富める王なり。然うあらずは、何すれば食しくして敢へて能くする。余り溢ち飽き盈ちて、我が先に設けたるより尤れたり。讃嘆の奇異しきこと鈎天の樂の如し」とのたまふ。或るいは衣を脱きて与へ、或るいは裳を脱きて与へ、或るいは錢と絹と布と綿との等きを送りたまふ。悦の望に勝へずして、衣と裳とを捧ちて乳母に著せたまふ。然うして後に堂に参り、尊き像を拝むとしたまふ。乳母に著せたる衣と裳と、其の天女の像に被る。疑ひて往き、乳母に問ひたまへば、答へてまうさく「知らず」とまうす。定めて知る、菩薩感応して賜ふ所なり、と。因りて大に財に富み、貧窮しき愁を免る。是れ奇異しき事なり。

法華經を写し奉り供養するに因りて母の女牛と作りし  
因を顯す縁 第十五

高橋連東人は、伊賀国山田郡駿代里の人なり。大に富みて財饒なり。亡にたる母の奉為に法華經を書いて盟ひて曰さく「我が願に縁有る師を請へ、

第十四縁 普業についての現報説話。今昔物語集・十七ノ四十六に書承。今昔物語集・二女子である諸王。一世以下四世以上(令集解・本紀・二十二)。

この数字が何を意味するのかは不明。

四四寛政元年に公卿の一人となつていた。

五この女王が要を開く順番がまわってきたのである。

六元興寺の小塔院の地に所在したか。

七「貧窮」は仏典語。「貧窮之因」の具体相は示されていない。金盞、堅食、などの行為であろう。

八「まつし」の表記を「窮」「貧」「貧窮」「窮」「貧」「貧窮」と変化させている。この見はこのことは伝えるためだけに登場している。

九松浦真俊は、本説話に関して天平十二年十一月から同十六年正月迄、奈良の都を離れて居た間のことと、「故京」とは即ち平城京を指すものかとする。当否を判断することが困難である。

一二世の女王には十二歳までは乳母が給せられた(後宮職員令、令集解・限令)。これをいうか。

一二飲食をいれる器。金属製。法隆寺伽藍縁起并流記資財冊には白銅製のものが多く見える。

供物をいれるのに用いたのであろう。乳母の持

といふ記述は、この飲食が仏前にさしきられた供物であったことを暗示している。

三この数字が何を意味するのかは不明。

三この女王以前の二十二人の女王の宴で供さ

れた食物よりもすぐれている。

四富裕な女王でないならば、貧しくてこのようなことができるはどうしてだろうか。

五この女王の宴において歌舞されたという記述はない。

六天上の音楽。文選・西京賦・李善注はじめ諸書に見える。

七二十二人の女王のうちのある一人は。

八類似した説話展開の中卷三十四縁は、このあたりに「急々に還り去ね」とある。乳母は帰つていった」という記述は太説話に欠けている。

九「然後」の前後に多くの時間経過を考えられる例

元衣と裳とは吉祥天女の靈験の証頃となっている。

三「大吉祥天女菩薩詔蔵」(大吉祥天女十二名号經)とあるように、吉祥天女は菩薩とされることがあつた。嘗々詔蔵には「菩薩」の呼称が散見

するが、本説話の時代としては珍しい呼称。

三「若落空及僧生處、諸供養所、皆得心

受<sup>ト</sup>諸供養」(光明最勝王經・大吉祥天女増長財物品)。大吉祥天女十二名号經には「能除一切食糞業障、獲得豐饒財寶貴」である。後

生第一、應心遠疾也」としている。

第十五縁 三宝縁・法十一に引用。三宝縁より本朝法華經記・下・一〇六に書承。今昔物語集・十二ノ一十五に書承。

三未詳。本説話以外に所伝をみない。

三三重県上野市喰代(ひこ)あたり。

三四亡母の追善をおこなら、といふ東人の願いに關係のある僧。